



島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

1 計画の概要

(1) 計画改定の背景

- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、『DV防止法』)」に基づく現行計画である「島根県 DV対策基本計画(第4次改定)」(令和3年度～令和7年度)の計画期間の満了に伴う見直しを行います。
- ・ 国基本方針や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、『困難女性支援法』)」のほか、改正された「刑法」、「民法」などの関連法等を踏まえ、県の目指すべき方向性と具体策、国、県、市町村及び民間団体との連携や協力等について示し、DV対策を総合的に実施するために策定します。

(2) 計画の期間

- ・ 令和8年度～令和10年度(3年間)

本計画と「困難女性支援法」に基づく県計画「困難女性支援基本計画」(令和6年度～令和10年度)は、施策的に関連が高いことから、次回改定時に一本化するため計画期間の終期を合わせて令和10年度までとします。

島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

2 計画の内容

(1) 基本理念(目指す方向)

① DVを生まない社会

DVの背景には、固定的な役割分担意識等があるとされています。人権教育や啓発活動を推進し、県民一人ひとりがDVやその要因に対する正しい認識のもと「DVの被害者も加害者もつくらない」という信念を持って主体的にDV根絶に取り組む必要があります。

② DV被害者の人権が尊重される社会

DVの潜在化と深刻化により、被害者の自己肯定感や自己決定する力が奪われることがないように、被害後の早い段階から被害者の意向を尊重し、寄り添った支援ができる体制づくりが必要です。

③ DV被害者が安心安全な環境で自立を実現できる社会

DV被害者が、安心安全な生活環境で心身を回復させ、自分のために選んだ人生を生きることができるよう、被害者やその家族等へのきめ細かな支援やサービスが提供できる、サポート体制が整った地域づくりが必要です。

(2) 基本的視点

- ・ 予防のための教育と啓発
- ・ 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- ・ 関係機関等の連携強化
- ・ 被害者等の安全の確保への配慮
- ・ 市町村の体制強化への支援
- ・ 地域の状況に応じた対応等
- ・ 広域的な施策の実施



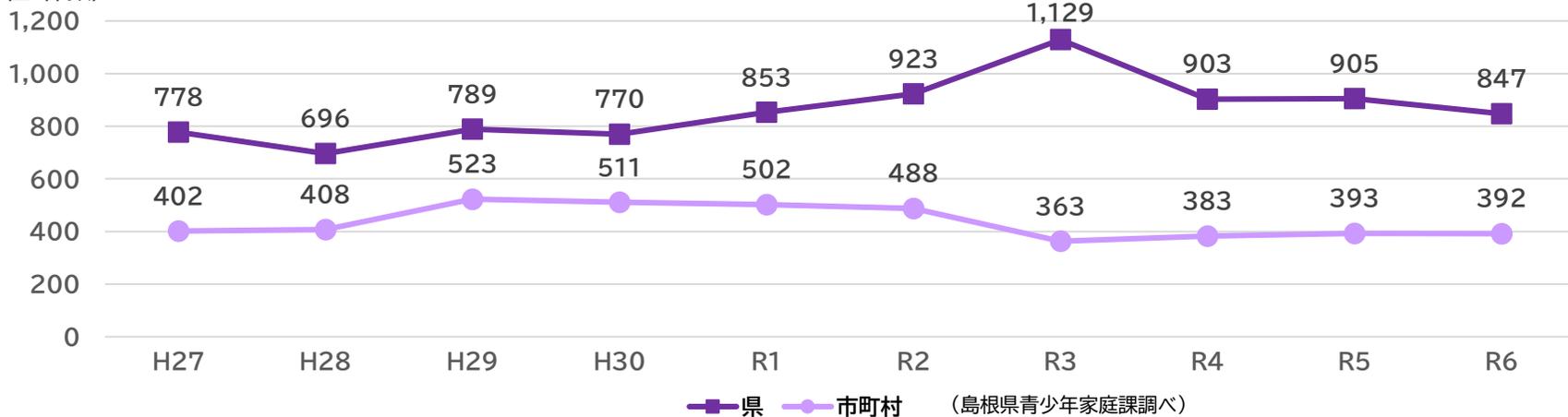


島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

2 計画の内容

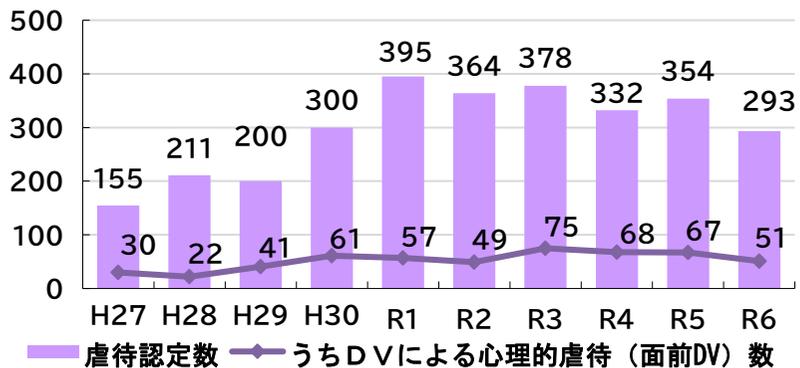
(3) 配偶者からの暴力相談件数

(単位:件数)



(4) 児童虐待に占めるDVによる心理的虐待の認定状況

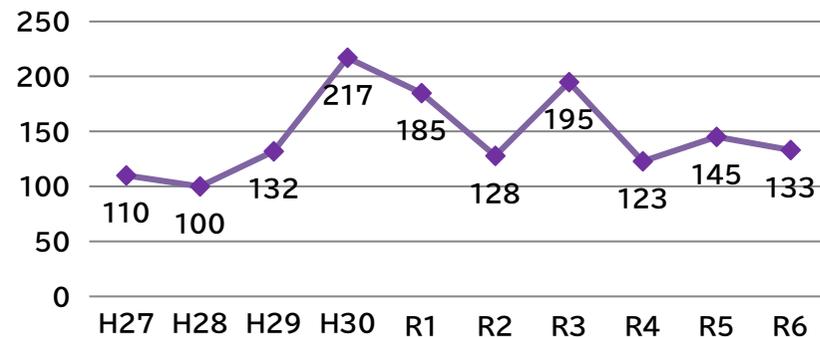
(単位:件数)



(島根県青少年家庭課調べ)ただしR6は速報値

(5) 警察が把握したDV認知件数

(単位:件数)



(島根県警察本部人身安全少年課調査)



島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

2 計画の内容

基本目標 I DVを生まない社会づくり

【数値目標】 予防教育を実施している学校の割合

R7 現在	R10 目標
70.9%	<u>82.5%</u>

【主な内容】

- ・ 国、県、市町村、民間団体で構成する法定協議会を設置し、計画の推進と進行管理を実施
- ・ 若年層への予防教育として、「生命(いのち)の安全教育」を推進
- ・ 男性、外国人、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等の被害者が相談しやすい環境づくり

*下線部は改定計画素案における新たな盛り込み等



島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

2 計画の内容

基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護

【数値目標】 DV被害者が相談した割合

R7 現在	R10 目標
50.0%	60.0%

【主な内容】

- ・ 発見から相談までの確実なつなぎ
- ・ 相談支援体制の強化と性暴力被害者支援センターと連携した性的DVへの適切な対応
- ・ 被害者のニーズに対応した一時保護委託先の拡充
- ・ 保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化や共同親権などへの対応

*下線部は改定計画素案における新たな盛り込み等



島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

2 計画の内容

基本目標Ⅲ DV被害者の暮らしを支える地域づくり

【数値目標】 法定協議会を設置している市町村数

R7 現在	R10 目標
6市町村	全市町村

【主な内容】

- ・ DV被害者の自立のために被害者が納得して意思決定ができるよう相談支援員の専門性の向上による適切な対応
- ・ 被害者の最も身近な行政主体であり、福祉施策等の実施主体である市町村における法定協議会の設置による、庁内関係課や民間団体などによる連携支援体制の構築

*下線部は改定計画素案における新たな盛り込み等



島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

2 計画の内容

基本目標IV 関係機関の連携強化

【数値目標】 DVセンター(*)、児童相談所、警察の相談対応職員の
DVと児童虐待両方の専門研修受講率

R7 現在	R10 目標
61.5%	100.0%

【主な内容】

- ・ DVセンターが要保護児童対策地域協議会に参画するなど、児童虐待対応機関との連携強化
- ・ 民間団体等に対して、法定協議会への参加、一時保護委託先としての活用検討、官民での研修の相互参加を促進

(*)DVセンターとは、「配偶者暴力相談センター」のことであり、県では女性相談センター(松江・大田)を指す

*下線部は改定計画素案における新たな盛り込み等



島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案の概要

3 計画改定のスケジュール(予定)

	令和7年					令和8年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改定素案の審議	◎策定ワーキング ●実務者会議							
改定素案の報告		○社会福祉審議会	◆男女共同参画審議会					
県議会常任委員会への改定素案の報告			■環境厚生委員会					
パブリックコメントの実施			★パブリックコメント	→				★回答(県ホームページに掲載)
改定案の審議					◎ワーキング	●代表者会議		
県議会常任委員会への改定案の報告								■環境厚生委員会
改定計画策定・公表								☆策定・公表

・策定ワーキング、実務者会議、代表者会議は、法定協議会である島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議の構成会議